

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成 9 年法律第 123 号			
手続名	介護医療院の管理者の変更命令	根拠条項	第 114 条の 4			
処 分 基 準	<p>(1) 介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不相当であると認めるとき</p> <p>(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）</p> <p>(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</p>					
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.